

同人誌・コミケと二次創作

作家の成長、作品と読者との関係性、
そして著作権とその社会ルール

早稲田大学大学院GITS客員准教授(専任)

国際大学GLOCOM客員研究員

慶應大学KMD非常勤講師

境 真良 (SAKAI, Masayoshi)

2008年8月26日

1. 同人誌活動の現状ーコミケ(コミックマーケット)を例に

◆同人誌活動と同人誌即売会

◆コミケとは

◆同人誌活動、コミケと商業出版の関係性

コミケとは

- ◆ 1975年に創設された最古参の同人誌即売会
- ◆ 毎年、夏と冬の二回、東京ビッグサイトで開催
会期はそれぞれ三日間(原則)
- ◆ 規模は参加者数ベースで約50万人/回
うち 出店者=35000ブース=約10万人
一般参加者=40万人



同人誌活動、コミケと商業出版の関係性

- ◆ 同人誌活動は作家の発掘、育成の場として商業出版側からも一定の評価
- ◆ コミケの大規模化、同人誌流通業者の出現により同人誌「市場」が成長しているという認識
 - マンガ出版部数の低下で、商業出版との境目が曖昧になってきているという評価
 - 商業出版で中堅以下の作家の補完的収入源(補完市場)になっているとの評価

同人誌活動、コミケと商業出版の関係性

作品ジャンル別能力開発機会の有効性

	美術系学校	編集部への持ち込み	漫画コンテスト	プロ漫画家のアシスタント	同人誌活動(サークル活動)
青年誌		○		◎	○
レディース誌		◎		○	○
少年誌		○		◎	○
少女誌		◎		○	○

経験率、成長した要因率/経験率が共に、60%以上→◎

経験率、成長した要因率/経験率が共に、40%以上→○

2. 同人誌における二次創作と著作権の保護期間延長の効果

◆マンガ同人誌における二次創作の対象

◆すべては「新寶島」より後のこと

◆著作権保護期間延長が同人誌での二次創作に与える影響

すべては「新寶島」より後のこと

- ◆ 手塚治虫作品以後のマンガが二次創作対象
- ◆ 二次創作の対象は新しい作品/キャラクターが多い
- ◆ 比較的古いものを「様式」とし、それに最新のキャラクターを合わせるような形態はよく見られる。



著作権保護期間延長が 同人誌での二次創作に与える影響

- ◆ 現在グレーのものが将来もグレーというだけと考えると、同人誌での二次創作に与える影響はない
- ◆ ただし、手塚以降のマンガ作品が古典化し、文化的基盤となっている。将来的に、現行制度では著作権の保護が外れていたはずの作品に著作権が引き続き残ることになれば、観念的に同人誌での二次創作がやりにくくなっているとはいえるかもしれない

3. その他の考慮すべき事項

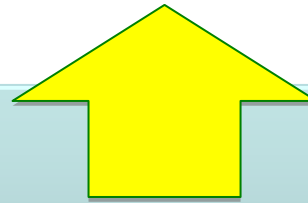
- ◆同人活動における二次利用許諾の実体と可能性
- ◆コミケ準備会の商業作品二次利用に対するスタンス
- ◆商業出版社の同人二次創作に対するスタンス
- ◆制度設計論から見た著作権政策に対する提言

商業出版社の同人二次創作に対するスタンス

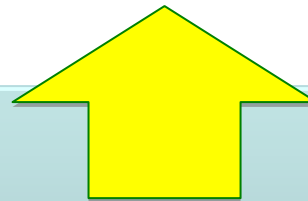
- ◆ 講談社少年マガジン編集部による「宣言」(2001?)
 - 講談社少年マガジンに掲載された作品について、講談社は作品に対する権利(著作権?)を有する
 - ただし、同作品に関する二次創作作品について、次の条件を満たす場合、その権利を行使しない
 - ≫ その発行の規模が商業出版の利益を害さない規模であること
 - ≫ 作品が著作者の心情を著しく害するようなものでないこと

制度設計論から見た著作権政策に対する提言

慣習(法)や個別契約の秩序



契約法や事業法の秩序



権利法の秩序